

第 2 回添削問題 解答解説 (関税法)

〔語群選択式〕 -各問題 5 点 (1 点×5) -

第 1 問 イ - ⑭ ロ - ⑩ ハ - ⑨ ニ - ⑤ ホ - ①

(関税法 5 条、同法 4 条)

関税を課する場合に適用する法令は、原則として輸入申告の日において適用される法令によるとされている。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる貨物については、それぞれに定める日において適用される法令によるとされている。

(1) 税関長が期間及び場所を指定し、保税工場にある外国貨物について (イ ⑭保税作業) をするため、これを当該保税工場以外の場所に出すことを許可した場合であって、その指定された場所に指定された期間を経過した後置かれている外国貨物・・・ (ロ ⑩当該許可がされた時の属する日)

(2) 保税展示場に入れられた外国貨物であって、当該保税展示場の許可の期間の満了の際、当該保税展示場にあることにより、関税を徴収されるもの・・・ (ハ ⑨当該関税を徴収すべき事由が生じた時の属する日)

(3) 特定保税運送に係る外国貨物であって、その発送の日の翌日から起算して 7 日以内に運送先に到着しないことにより、関税を徴収されるもの・・・ (ニ ⑤当該外国貨物が発送された時の属する日)

(4) 留置された貨物であって、公売に付されるもの・・・ (ホ ①公売の時の属する日)

第 2 問 イ - ③ ロ - ⑩ ハ - ⑦ ニ - ⑬ ホ - ②

(関税法 67 条の 2、関税法 67 条の 19)

1 関税法第 67 条の 2 第 1 項 (輸出申告又は輸入申告の手続) の規定の適用を受ける輸入申告については、輸入の許可を受けるためにその申告に係る (イ ③貨物を入れる保税地域等) の所在地を所轄する税関長に対してしなければならない。

2 外国貿易船に積み込んだ状態で輸入申告をすることが必要な貨物を輸入しようとする者は、関税法第 67 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、税関長の (ロ ⑩承認) を受けて、当該外国貿易船の (ハ ⑦係留場所) を所轄する税関長に対して輸入申告をすることができる。

3 関税法第 67 条の 19 (輸入申告の特例) の規定により、(ニ ⑬特例輸入者又は特例委託輸入者) は、関税法第 67 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定にかかわらず、(ホ ②いずれかの税関長) に対して輸入申告をすることができる。

第 3 問 イ - ⑤ ロ - ⑧ ハ - ③ ニ - ⑥ ホ - ⑨ (関税法 12 条)

- 1 納税義務者が、法定納期限までに関税（（イ ⑤附帯税）を除く。）を完納しない場合は、当該（ロ ⑧納税義務者）は、その未納に係る関税に対し、法定納期限の翌日から当該関税額を納付する日までの日数に応じ、延滞税を納付しなければならない。
- 2 行政不服審査法の規定により財務大臣又は、税関長が関税の徴収に関する処分の執行を（ハ ③停止）した場合は、その（ハ ③停止）をした期間（特定の場合に延滞税の免除がされた場合には、当該免除に係る期間に該当する期間を除く。）に対応する部分の金額のうち（ニ ⑥特例延滞税額）を超える部分の金額に相当する金額を免除する。
- 3 災害により関税を納付することができない事由が生じた場合には、税関長は、関税に係る延滞税につき、その事由が生じた日から事由が（ホ ⑨消滅した日以後 7 日を経過した日）までの期間に対応する部分の金額を限度として免除することができる。

第 4 問 イ - ⑬ ロ - ③ ハ - ⑮ ニ - ⑪ ホ - ⑦ (関税法 7 条の 14、7 条の 15、7 条の 16)

- 1 納税申告をした者は、当該納税申告により納付すべき税額に（イ ⑬不足額）がある場合には、当該納税申告について税関長の更正があるまでは、修正申告をすることができる。
- 2 税関長の承認を受けて輸入の許可前に引き取られた貨物に係る更正の請求は、当該承認の日の翌日から起算して（ロ ③5 年）を経過する日と（ハ ⑮輸入の許可の日）とのいずれか遅い日までの間に限り行うことができる。
- 3 税関長は、納税申告が必要とされている貨物についてその輸入の時までに当該納税申告がないときは、その（ニ ⑪調査）により、当該貨物に係る課税標準又は納付すべき税額を決定することとされており、その決定は、（ホ ⑦決定通知書）を送達して行うこととされている。

第 5 問 イ - ④ ロ - ⑫ ハ - ⑨ ニ - ① ホ - ⑤ (関税法 79 条)

- 1 （イ ④税関長）は、通関業者からの認定の申請が認定基準に適合する場合は、その認定をする。この場合、通関業法 3 条 1 項（通関業の許可）の許可について、その許可を受けた日から（ロ ⑫3 年）を経過していない者の場合は、認定を受けることができない。
- 2 認定通関業者について相続があったときは、その相続人は、被相続人の当該認定に基づく地位を承継する。そして、承継した者は、被相続人の死亡後（ハ ⑨

60) 日以内にその承継について (イ ④税関長) に (ニ ①承認) の申請をすることができる。

3 (イ ④税関長) は、承継の (ニ ①承認) をしたときは、直ちにその旨を (ホ ⑤公告) しなければならない。

〔択一式・複数選択式〕-各問題 5 点-

(※複数選択式では、選択した複数の解答のすべてが正解した場合のみ得点)

第 1 問 1、3、5

- 1 正しい。輸出許可を受けた貨物は、船積み前後を問わず外国貨物である (関税法 2 条 1 項 3 号)。
- 2 誤り。積戻し申告の対象貨物は、外国貨物である。積戻し許可の前後を問わず貨物は、外国貨物である。
- 3 正しい。外国の船舶が公海上で採捕した水産物は、外国貨物なので、本邦の船舶に積み替えても内国貨物とはならず、外国貨物のままである (関税法 2 条 1 項 1 号及び 3 号)。
- 4 誤り。本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機で外国貿易船又は外国貿易機以外のもの (公用船、公用機その他の船舶又は航空機のうち政令で定めるものを除く。) を特殊船舶という。上記の「船舶又は航空機のうち政令で定めるもの」とは、外国の軍艦及び軍用機並びに海上における保安取締り及び海難救助に従事する公用船をいう (関税法施行令第 13 条の 3)。つまり、これらに該当するものは、特殊船舶等ではない。
- 5 正しい。税関長は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、その理由を明示し、罰金に相当する金額及び没収に該当する物件又は追徴金に相当する金額を税関に納付すべき旨を通告しなければならない (関税法 146 条 1 項)。これを通告処分という。ただし、関税ほ脱犯のうち、申告納税方式が適用される貨物にかかる関税に関する犯則事件は通告処分の対象外である。すなわち、税関長は直ちに検察官に告発しなければならない (関税法 144 条)。

第 2 問 3

- 1 内国貨物の引取りは、輸入には該当しない。一方、外国貨物である船用品を本邦に引き取る行為は、輸入に該当する。
- 2 総合保税地域において、外国貨物のままで保税作業に使用する行為は、輸入とはみなされない。
- 3 外国貨物が輸入される前に本邦において消費される (外国貨物である酒類が保税展示場において試飲される) 場合には、当該消費する行為が実質的な輸入に該当するので、消費する者がその消費の時に当該外国貨物を輸入するものとみなすこととされている。見本品であるか、ないかは問わない (関税法 2 条 3 項)。
- 4 保税蔵置場において、税関長の許可を受けて外国貨物に簡単な加工を行う行為は、

保税地域において関税法により認められたところに従って外国貨物が使用されるものであるため、そのような行為が輸入とみなされることはない（関税法 2 条 3 項かっこ書き）。

- 5 関税法 2 条 3 項及び同法施行令 1 条の 2 第 3 号の規定にとり、輸入とはみなされない。

第 3 問 3、4、5

- 1 誤り。輸出申告は保税地域等に入れる前に行うことができることから、この記述は誤りである。なお、申告先税関長の記述については正しい。
- 2 誤り。貨物を業として輸出する者は、当該貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿を保存しなければならないが、保存しなければならない期間は、当該輸出貨物の輸出許可の日の翌日から 5 年間である（関税法 94 条 1 項、関税法施行令 83 条 8 項）。
- 3 正しい。本船扱いにより輸出申告をする場合には、まず、税関長による本船扱いの承認を受け、当該外国貿易船の係留場所を所轄する税関長に対して輸出申告をすることができる（関税法 67 条の 2 第 2 項）。
- 4 正しい。輸入（納税）申告書を、郵便又は信書便により提出された場合は、通信日付印により表示された日に提出があったとみなされる。日付の表示のないとき、又はその表示が明瞭でないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日に提出されたものとみなされる（関税法 6 条の 3、国税通則法 22 条）。
- 5 正しい。外為法 48 条 1 項の規定による経済産業大臣の輸出許可が必要な仮陸揚貨物については、関税法の輸出の規定が準用されることから積戻し申告を行わなければならない。この場合、まず、経済産業大臣の輸出許可を受け、積戻し申告の際、すでに経済産業大臣の許可を受けていることを税関長に証明しなければならない（関税法 70 条）。

第 4 問 1、4、5

- 1 誤り。保税地域以外の場所に置くことにつき税関長の許可を受けた外国貨物（他所蔵置許可貨物）については、簡単な加工をすることは認められていない（関税法 36 条 1 項）。
- 2 正しい。保税工場の許可を受けた者は、当該保税工場において使用する輸入貨物については、当該貨物を当該保税工場に入れた日から 3 月までの期間に限り、当該保税工場につき第 42 条第 1 項（保税蔵置場の許可）の許可を併せて受けているものとみなされる（関税法 56 条 2 項）。
- 3 正しい。保税蔵置場の業務を休止する場合には、許可手数料の免除が必要になるので、事務処理の円滑化を図るために、届出義務が課されている（関税法 46 条）。なお、その業務を再開しようとするときもあらかじめその旨を税関長に届けなければならない。
- 4 誤り。指定保税地域（保税蔵置場の場合も同じ）で、見本の展示、簡単な加工その

他これらに類する行為を行う場合には、税関長の許可を受けなければならない（関税法 40 条 2 項）。

- 5 誤り。輸入の目的以外の目的で本邦に到着した外国貨物のうち知的財産権を侵害している物品については、保税地域に置くことはできないと規定されているが回路配置利用権のみを侵害するものは除かれている（関税法 30 条 2 項かつこ書き）。

第 5 問 0

- 1 誤り。電子情報処理組織を使用して輸入申告を行う場合、当該申告に係る貨物を保税地域に搬入する必要がないという規定は、関税法にはない。原則として、輸入（納税）申告を、電子情報処理組織を使用して行うか否かを問わず当該申告に係る貨物を原則として保税地域に搬入した後に行うこととなっている。
- 2 誤り。輸入許可前貨物の引取承認がされている貨物については、取引がされていなくても原則として輸入申告の撤回は認められない（関税法基本通達 7-7）。
- 3 誤り。原産地について誤認を生じさせる表示がされている外国貨物については、税関長は、輸入申告をした者に直ちに通知し期間を指定しその表示を消すか、訂正するか、積戻しをするかのいずれかを選択させることとしている（関税法 71 条 2 項）。問題文にあるような廃棄を選択するという規定はない。
- 4 誤り。税関事務管理人が自ら輸入者として申告することは規定されていない。（関税法 95 条）。
- 5 誤り。日 EU 協定における関税について特別の規定による便益に係る税率の適用を受けるためには、課税価格の総額が 20 万円以下の場合等一定の場合を除き、輸出者、生産者又は輸入者のいずれかが作成した原産品申告書を提出する。この場合は、税関長が必要ないと認める場合を除いて、当該貨物の契約書、仕入書等原産品であることを明らかにする書類を提出する必要がある（関税法施行令 61 条 1 項 2 号イ）。

第 6 問 5

- 1 誤り。輸入の許可前における貨物の引取承認申請は、当該申請に係る貨物の輸入申告をした後でなければすることができない（関税法 73 条 1 項）。
- 2 誤り。輸入の許可前における貨物の引き取りに係る税関長の承認を受けた外国貨物は、原則として内国貨物とみなされるが、関税法 5 条（適用法令）の適用については、外国貨物とみなされる（関税法 73 条 3 項）。この他、「課税物件の確定の時期」（関税法 4 条）、「関税等の納付と輸入の許可」（関税法 72 条）、「外国貨物についての税関職員の質問・検査等の権限」（関税法 105 条）、「特別の場合における税関長の権限」（関税法 106 条）の条文の適用は、外国貨物とみなされる。
- 3 誤り。輸入申告をした外国貨物については、当該輸入申告に係る貨物を分割して輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けることができる（関税法 73 条 1 項、同法施行令 63 条 1 項）。
- 4 誤り。他の法令の規定により輸入に関して許可を必要とする貨物については、その

証明がなされなければ輸入を許可しないこととされており、更に税関長は、輸入の許可を与えることができない場合には、承認をしてはならない（関税法 70 条 1 項及び 3 項、同法 73 条 2 項）。

- 5 正しい。輸入申告がされた後、輸入の許可前における貨物の引取り承認を受けて引取られる蔵入承認貨物で、輸入許可前貨物の引取承認がされる前に当該貨物に適用される法令の改正があったものについては、当該承認の日において適用される法令による（関税法 5 条 1 項 2 号）。

第 7 問 2、4

- 1 誤り。特例輸入者が関税法 67 条の 2 第 2 項 2 号（特例輸入者が行う輸入申告の特例）により保税地域に入れないで輸入申告を行った貨物で輸入の許可を受けたものの課税物件の確定の時期は、輸入許可の時である。
- 2 正しい。保税作業のため許可を受けて保税工場から当該保税工場以外の場所に出された外国貨物で、指定された期間を経過しても当該場所に置かれているものの課税物件の確定の時期は、保税工場外における保税作業の許可の時である。
- 3 誤り。税関長に届け出て外国貨物のまま運送された郵便物で、亡失により運送期間内に運送先に到着しないものについての課税物件の確定の時期は、運送に係る郵便物が発送された時である。
- 4 正しい。税関長により留置された貨物で公売に付され、売却されるものの課税物件の確定の時期は、公売の時である。
- 5 誤り。保税展示場に入れられた外国貨物で、当該保税展示場の許可の期間の満了の際、当該保税展示場にあるものについての課税物件の確定の時期は関税を徴収すべき事由が生じた時である。

第 8 問 4

- 1 正しい（関税法 63 条 1 項及び同法施行令 52 条 1 号）。
- 2 正しい。輸入の目的以外の目的で本邦に到着した不正競争防止法物品（不正競争防止法 2 条 1 項 1 号から 3 号まで）に掲げる行為を組成する物品は、保税運送を行うことができない。
- 3 正しい。特定委託輸出者は、特定委託輸出申告に係る貨物が置かれている場所から当該貨物を外国貿易船に積込もうとする開港までの運送を特定保税運送者に委託しなければならないと規定されている（関税法 67 条の 3 第 1 項、関税法基本通達 67 の 3-2-2）。

- 4 誤り。輸出の許可を受けた貨物は、外国貨物である。したがって、沿海通航船に積んで開港まで運送する場合には、保税運送の承認を要する（関税法 63 条 1 項）。
- 5 正しい。外国貨物の運送について一括して承認を受けた場合における運送目録の確認は、税関手続の簡素化、合理化を図るために、税関長が区分して指定した期間ごとに、当該期間内に発送された外国貨物に係る運送目録について一括して（運送の都度ではなく）確認を受けることができる（関税法 63 条 3 項ただし書き）。

第 9 問 1、3、4

- 1 誤り。収容された貨物が最初に収容された日から 2 月ではなく、4 月を経過したときに、公売に付することができる。
- 2 正しい。税関長の収容の解除の承認を受けた際、税関が管理する場所に保管されていた貨物であって、その承認の日から 3 日を経過した日においても、その場所に置かれているときは再び収容することができる（関税法 80 条 1 項 7 号）。
- 3 誤り。収容された貨物についてその解除を受けようとする者は、収容に要した費用、収容課金を税関に納付して税関長の承認を受けなければならない（関税法 83 条 1 項）。しかし、関税は当該貨物の輸入許可までに別途支払う。
- 4 誤り。収容ができる期間（例えば、指定保税地域に入れた日から 1 月を経過しないで収容する場合をさしている。）を短縮する場合には、収容された貨物の知れている所有者、管理者その他の利害関係者にその旨を通知しなければならない（関税法 80 条 3 項）。問題文には「短縮」とは書かれておらず誤り。
- 5 正しい。これを緊急収容という（関税法 80 条 2 項）。なお、収容された貨物が最初に収容された日から 4 月を経過してなお収容されているときは、税関長は、公告後貨物を公売に付すことができるが、この場合も腐敗又は変質の恐れのあるものは、4 月を待たずに公売に付すことができる。これを緊急公売というが併せて覚えておきたい（関税法 84 条 2 項）。

第 10 問 0

- 1 誤り。オーストラリア税率の適用を受けようとする貨物の課税価格が 20 万円未満ではなく、20 万円以下（20 万円を含む）の場合、原産地証明書や原産品申告書の提出は、不要である（関税法施行令 61 条 1 項 2 号イ、ロ）。この他、20 万円を超えていても、税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めたものも不要である。
- 2 誤り。オーストラリア税率の適用を受けようとする貨物について、関税法 43 条の 3 第 1 項の規定に基づき外国貨物を置くことの承認（輸入許可前貨物の引取りの承認）を受けようとする場合には、原産品申告書の提出は、災害その他やむを得ない場合を除き、当該承認を受けるまでではなく、当該承認の申請の際に行わなければならない。
- 3 誤り。オーストラリア協定に基づく原産品とされる課税価格 20 万円以下の場合、郵便物か否かにかかわらず、当該協定に基づく原産地証明書や原産品申告書の提出するこ

となく、当該協定における関税の便益を受けることができる。しかし、20 万円を超える場合、便益を受けるためには、原産地証明書か原産品申告書が必要である。ただし、税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた場合には、20 万円を超えていても不要である。

- 4 誤り。オーストラリアから第三国を経由して本邦へ向けて運送されたオーストラリア協定に基づく原産地とされる貨物については、当該第三国において運送上の理由による積替え及び一時蔵置以外の取扱いがされなかった場合のほか、第三国で博覧会などの出品のため送り出された貨物で、出品後、第三国から本邦に運送されるものについても、オーストラリア税率の適用を受けることができる。ただし、この場合、課税価格が 20 万円を超えるものについては、原産地証明書などのほか運送要件証明書も必要である。
- 5 誤り。原産品申告書は、生産者、輸出者の他、輸入者も自ら作成でき、締約国原産地証明書に代わって原産地を証明できるものである。

第 11 問 1、2、4

- 1 正しい。輸入申告の後、輸入許可がされる前に保税蔵置場で消費された外国貨物の関税については、当該貨物を消費した者が、納税義務を負う（関税法 2 条 3 項）。
- 2 正しい。外国貿易機に機用品として積み込むことが承認された外国貨物で指定された期間内に積み込みがされなかったものの関税については、当該積み込みの承認を受けた者が納税の義務を負う。
- 3 誤り。特定保税運送中の外国貨物（輸出の許可を受けた貨物を除く。）が発送の日の翌日から起算して 10 日以内ではなく 7 日以内に運送先に到着しないときは、特定保税運送者が納税義務を負う。
- 4 正しい。通関業者の補完的納税義務の説明として正しい（関税法 13 条の 3）。
- 5 誤り。関税暫定措置法 9 条（軽減税率の適用手続）に規定する軽減税率の適用を受けた貨物を、その輸入の許可の日から 2 年以内に当該軽減税率の適用を受けた用途以外の用途に供したときは、関税暫定措置法 11 条により用途以外の用途に供した者が軽減された関税を納める義務を負う。

第 12 問 2、4

- 1 誤り。回路配置利用権を侵害する物品は、輸出してはならない貨物ではない。なお、輸入してはならない貨物には、含まれている。
- 2 正しい。関税法 69 条の 2 第 1 項により正しい。
- 3 誤り。不正競争差止請求権者は、不正競争防止法 2 条 1 項 10 号に規定する営業秘密の不正使用行為によって生じた物であること及び当該貨物を輸出するおそれのある者が当該貨物を譲り受けた時に当該貨物が当該不正行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でないことについての認定を経済産業大臣に求め、その「認定の内容が記載された書面」を申立先税関長に提出しなければならない（関税法 69 条の 4 第 1 項）。意見書ではない。

- 4 正しい。認定手続きがおこなわれた場合には、これらの貨物に係る営業秘密侵害物品に係る不正競争差止請求権者又は、輸出者は、「輸出してはならない貨物に係る認定手続き」の通知を受けた日から起算して 10 日を経過する日までの期間内は、認定手続きが執られている間に限り、税関長に対し、営業秘密不正使用行為（不正競争防止法 2 条 1 項 10 号）を組成する貨物に該当するか否かについて経済産業大臣の意見を聴くことを税関長に求めることができる。
- 5 誤り。税関長は、輸出されようとする貨物のうちに著作権を侵害する物品に相当する貨物があると思料するときは、職権で認定手続きを執り、侵害物品と認定した上で当該貨物を没収して廃棄することができる（関税法 69 条の 3 第 4 項、同法 69 条の 2 第 2 項）。

第 13 問 3、5

- 1 誤り。関税の納税申告した納税義務者は、正しい関税額を申告して納付する義務があるので、関税の納税申告後、更正があった場合においても、その更正後の税額に不足額があるときは、増額変更のための納税申告である修正申告をすることができる（関税法 7 条の 14 第 1 項）。
- 2 誤り。更正の請求をすることができるのは、納税申告をした者に限られる（関税法 7 条の 15 第 1 項）。本問は、買受けた者が更正の請求を行うことができるとしているところから誤り。
- 3 正しい。修正申告が、調査通知前かつ更正予知がされないで行われた場合には、過少申告加算税は課されない（関税法 12 条の 2 第 4 項）。
- 4 誤り。納税申告をした者が修正申告をすることができるのは、納税申告に不足額がある場合であって、課税標準に誤りがあっても、申告額に不足がない場合は、修正申告を行うことができない（関税法 7 条の 14 第 1 項）。
- 5 正しい。税関長は、更正の請求があった場合で更正をしないこととしたときは、更正をすべき理由がない旨を当該請求をした者に通知しなければならない（関税法 7 条の 15 第 2 項）。

第 14 問 0

- 1 誤り。輸入の許可前貨物引取り承認を受けて引き取られた貨物に係る関税につき、関税法 7 条の 17 の書面に記載された申告に係る税額又は当該貨物の輸入の許可前にされた更正に係る更正通知書に記載された納付すべき税額の納期限は、当該通知書が発せられた日の翌日から起算して 1 月を経過する日である（関税法 9 条 2 項 3 号）。また、法定納期限は、通知書（7 条の 17 の通知書、更正通知書）が発せられた日である。
- 2 誤り。輸入の許可後にした修正申告に係る関税の納期限は、当該修正申告をした日である（関税法 9 条 2 項 4 号）。また、法定納期限は、輸入許可の日である（関税法 12 条 9 項）。

- 3 誤り。輸入の許可を受けないで輸入された貨物についてされた決定に係る関税の納期限は、決定通知書の発せられた日の翌日から起算して 1 月を経過する日である（関税法 9 条 2 項 6 号）。
- 4 誤り。特例申告書の提出期限内に行われた特例申告に係る関税の納期限は、当該特例申告貨物の輸入の許可の日の属する月の翌月末日である（関税法 9 条 2 項 1 号）。
- 5 誤り。特例申告書の提出期限後に行われた特例申告に係る関税の納期限は、当該期限後特例申告書を提出した日である（関税法 9 条 2 項 2 号）。

第 15 問 1、2、3、5

- 1 正しい。関税法 14 条 4 項により 7 年である。
- 2 正しい。納税の告知がされた場合の告知に係る関税については、納期限までの期間は、時効が中断される。納期限を経過した時からさらに時効は、進行する。
- 3 正しい。更正をすることができないこととなる日前 6 月以内にされた更正の請求に係る更正は、当該更正の請求があった日から 6 月を経過する日まですることができる。
- 4 誤り。一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている関税の法定納期限は、その事実の生じた日である（関税法 12 条 7 項 6 号）。徴収権の時効の期間計算は、この日から行う。つまり、「その事実の生じた日」から 5 年で時効により消滅する。
- 5 正しい。関税の過誤納金の国に対する返還請求権は、その請求ができる日から 5 年間行使しないことによって時効により消滅する。